国際社会の法は、国内の法とどこが違うか

国際法は、つくり方・裁き方・守らせ方が、国内の法とどう違うか

国内の法（日本の例）



国会が法律を定める

国会は国の唯一の立法機関。
全国に共通の法律をつくる



訴えがあれば裁判が始まる

訴えられた側の同意がなくても、
裁判所が裁判を行う



判決は強制的に実現できる

従わないときは、強制執行などの
仕組みで判決の内容を実現させる

国際社会の法（国際法）



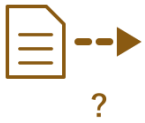
統一的な立法機関はない

国どうしが結ぶ条約と、長い間の
ならわし（国際慣習法）が法になる



当事国の合意があって始まる

国際司法裁判所の裁判は、当事国が
裁判にかけることに合意して始まる



強制力が十分には機能しない

判決などに従わない国に、従わせる
仕組みが十分には働かない

比較

1 つくる ≠

2 裁く ≠

3 守らせる ≠

それでも国際法は

- 対等な主権国家の行動を規律し、国際間の秩序をつくる
- グローバル化の中で、国際法の重要性が高まっている

※ 模式図。左は日本の国内の例。特定の国どうしの争いや、領土の問題は示していない。